## 独立行政法人評価委員会 第 24 回沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会 議 事 録

内閣府沖縄振興局 沖縄科学技術大学院大学企画推進室

## 独立行政法人評価委員会 第24回沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会 議事次第

日 時 平成 24 年 2 月 3 日 (金) 13:32~16:28 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 12 階 1214 特別会議室

- 1. 評価方法及び日程等
- 2. 平成23事業年度業務実績の報告
  - ○業務実績報告書
  - ○項目別評価表
  - ○評価委員会からの意見に対する対応状況
  - ○総合評価表
- 3. 中期目標期間業務実績の報告
  - ○業務実績報告書
  - ○中期目標期間の業務実績に関する評価表
- 4. 平成23事業年度財務諸表
- 5. 学校法人移行後の業務実績評価について
- 6. 退職役員の業務勘案率について
- 7. その他

○平澤分科会長 それでは、皆さんおそろいですので、第 24 回の分科会を開催いたします。

本日は、御厨先生が御都合で御欠席ですが、過半数に達しておりますので、このまま議事を進めさせていただきます。

今日、予定している議題はかなり多くて3時間ほどになりますので、途中で 10 分ほど の休みを置きたいと思っております。

それでは、最初に竹澤局長の方からごあいさつをお願いします。

○竹澤局長 それでは、会議の冒頭に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。 平澤先生、そして伊集院先生、遠藤先生、長岡先生、大変お忙しい中をお集まりいただ きましてありがとうございます。先生方には、それぞれの御専門の分野の御経験と、行政 に関する御見識に基づいて平素より貴重な御意見をいただいており、厚く御礼を申し上げ ます。

沖縄科学技術大学院大学の構想に関する最近の状況ですが、現在、本年秋に入学する第 1期の学生の選抜が行われているところであり、いよいよ大学院大学のスタートが目前に 迫っております。

また、先日、国会に提出されました平成 24 年度の予算政府案においては、開学に向け、 学校としての教育環境を整え、教育研究事業を実施するために必要な経費が計上されたと ころでございます。

本日の分科会は大変資料も分厚くて、先生方には御苦労をかけますけれども、今日は主に最後の業務実績評価に向け、ヒアリングを行うことといたしております。引き続き先生方からいただきました御意見を十分に踏まえながら、学園と密接に連携して開学に向けた準備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、私は本日、別途の業務がちょうど重複をしておりますので、これで途中退席させていただくことをお許しいただきたいと思います。

本日は、どうかよろしくお願いいたします。

○平澤分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きましてバックマン副理事長からも御挨拶をお願いします。

○バックマン副理事長 まず冒頭に、私どもの活動につきまして最新の状況について御報告できるチャンスを与えていただいてお礼を申し上げます。

私どもの機構あるいは学園の歴史におきましてスペシャルな日、あるいはスペシャルな 1週間というのはこれまでも存在をいたしましたけれども、これが最もスペシャルな日で あると考えております。

すなわち、私どものキャンパスでもって第1期の学生の最初の面接を先週行いました。 後でこれにつきましては御報告申し上げたいと思っております。

ありがとうございました。

○平澤分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、本日の議題と資料についての確認をしたいと思います。 牧野専門官、よろしくお願いします。

○牧野専門官 それでは、本日の議題と資料について御説明したいと思います。

配付しております議事次第と、その下に付いています配付資料一覧をごらんいただければと思います。

本日ですけれども、主に議題が6つありまして、資料についてはその議題の順番に沿って番号を付しております。

まず、議題1ですけれども、今回この2月、3月に行っていただく評価について、評価 方法及び日程等を事務局から御説明させていただきたいと思います。

資料1-1として評価の日程等を記載したもの、1-2として評価の基準です。

参考1ですけれども、総務省の政策評価、独立行政法人評価委員会の2次評価、昨年の 22年度に行った評価に対する2次評価ですが、その結果をお配りしております。

続きまして議題の2と3ですけれども、平成23年度及び第2期中期目標期間の業務実績について学園より報告していただくことを考えております。

平成 23 年度の業務実績評価に関する資料が資料 2 - 1 から 2 - 4 まで、中期目標期間の業務実績評価に関する資料が 3 - 1 と 3 - 2 となっております。

それぞれ御説明しますと、資料 2-1 が法令に基づいて提出されております業務実績報告書になっております。資料 2-2、A3 の大きい紙のものですけれども、項目別の評価表ということになっております。こちらの方については後ろに別紙というものと、別とじのものですけれども、添付資料というものが付けられております。資料 2-3 が昨年、22 年度の評価に当たって分科会においていただいた御意見に対する対応状況を整理したものとなっております。

そして、資料2-4が、例年使っているものですけれども、総合評価の様式でございます。

続きまして、資料3の方ですけれども、3-1というものが法律に基づいて提出されております中期目標期間の業務実績報告書です。3-2が、中期目標期間の業務実績評価を行う様式となっております。

議題の4ですけれども、平成 23 年度の財務諸表について、学園より御説明していただいて、その後、審議していただくということになります。

財務諸表とその概要を、資料4-1と4-2としてお配りしております。

議題の5ですけれども、「学校法人移行後の業務実績評価について」ということでして、 先日の分科会において学校法人移行後の業務実績評価のやり方等について御議論いただい たところですが、それについて現在の内閣府における検討状況を簡単に御説明させていた だきたいと考えております。簡単な1枚の紙ですけれども、資料5としてお配りしている ものがその資料になります。

議題6ですけれども、「退職役員の業績勘案率について」ということでして、これも前回

の分科会で若干御説明させていただいたものですが、前回の分科会での御指摘というか、 御指示を踏まえまして、事務局にて関係資料を資料 6 としてとりまとめさせていただきま した。本日の分科会においては、これも御説明した後に審議を行っていただいて、最終的 にこちらの方も次回の分科会で業績勘案率案として御決定いただくというような流れにな ります。

最後に7で「その他」とありますけれども、委員の間での意見交換等をここで行ってい ただくことを予定しております。

議題、資料の説明は以上ですけれども、資料で足りないもの等があれば事務局の方に御 連絡いただければと思います。

○平澤分科会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、議事次第の1にあります「評価方法及び日程等」について、これも牧野専門 官から御説明をお願いいたします。

○牧野専門官 それでは、評価方法と日程について御説明したいと思います。資料1-1、 A4で1枚の紙ですけれども、そちらの方をごらんいただければと思います。

今回の評価ですけれども、先ほど申し上げたとおり平成 23 年度の業務実績と第2期中期目標期間の業務実績について評価を行っていただくということになっております。

スケジュールですけれども、評価の流れとして本日の分科会において学園よりそれぞれの業務実績について説明していただきます。その後、2月27日から29日に現地視察を予定しておりますけれども、こちらの方については平澤先生、遠藤先生、伊集院先生、長岡先生の4名の先生方で御視察いただくことを予定しております。その具体的な視察日程については、本日の御議論を踏まえて事務局にて案を作成して、またお諮りしたいと考えております。

平成 23 年度の業務実績の評価についてですけれども、分科会での説明や現地視察での議論を踏まえ、先生方に評価表に御記入いただいた後、事務局でとりまとめ、次回、3月12日の分科会において評価を決定していただくということになります。

沖縄機構についてですけれども、大学院大学の設置準備に関する業務について、内閣府と文部科学省の共管になっておりますので、内閣府の評価委員会が評価を行うに当たっては文部科学省の評価委員会の意見を聞くというのが機構法によって定められているところです。

この評価委員会は、文部科学省の機構を担当する部会と親会についてはそれぞれ部会は 2月中に、親会の方は2月 15 日に開催されるということになっておりますので、3月の 次回の分科会においては文部科学省の評価結果を事務局からお伝えして、それも踏まえて 評価を行っていただくということになります。

その後ですけれども、3月 29 日に親会が開催されますので、そちらの方で業務実績の評価結果を年度評価の方については報告を行う。中期目標期間については分科会の案を報告して、最終的に親会で決定するというような流れになっております。

評価の方法について、次に説明させていただきますと、年度評価の方法につきましては例年どおりですけれども、項目別評価と総合評価に分けて行っていただくということになっております。それで、項目別評価につきましては中期目標や年度計画等に定められた各項目について、それぞれの実施状況について評価を行っていただくということでして、こちらの方については資料 2-2 の項目別評価表に沿って行っていただくということを考えております。

平成 23 年度の業務実績評価に係るこの項目別評価表につきましては、昨年 12 月に分科会の方を開催させていただきましたけれども、そちらでとりまとめられたものをお配りしております。

評価の基準ですけれども、資料1-2をごらんいただければと思います。例年と同じで、確認ですけれども、2ページ目の一番上の2のところですが、分科会委員の協議により評価を行うというようなものについては、「満足のいく実施状況」についてはA、「ほぼ満足のいく実施状況」についてはB、「やや満足のいかない実施状況」はCというような感じで評価を付けるというふうになっておりまして、特に優れた業務実績については「A+」を付けることができることとなっております。

その下ですが、「総合評価」につきましては業務実績全体について自由記述というか、記述形式で評価を行っていただくものになっております。こちらについては、中期計画や年度計画には含まれていないような事項も含めて評価を行うということになります。お配りしている資料 2-4 が、その様式でございます。

参考1としてお配りしておりますのが、昨年 12 月に総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会からの、内閣府の評価委員会が行った平成 22 年度業務実績の評価に関する意見、いわゆる2次評価というものですけれども、これをお配りしております。これについて、当分科会の評価についての意見というのは特段何か出ているというわけではありませんので、御説明の方は省略させていただきたいと思います。

続きまして、中期目標期間の業務実績の評価ですけれども、こちらの方は昨年機構が解散したことに伴って、平成 21 年 4 月 1 日から始まっていた機構の第 2 期中期目標期間についても終了しているということでして、資料 3 - 2 がその評価を行う際の様式となっております。こちらについては、本日の分科会で業務実績の説明を聴取した後、現地視察等の議論も踏まえて、次回の 3 月 12 日の分科会において分科会としての評価の案をとりまとめる。その上で、3 月 29 日の親会に報告して、最終的に親会として決定していただくというような流れになっています。

合わせて、財務諸表についても御説明したいと思います。本日の分科会においては、業務実績に合わせ、財務諸表についても学園から説明を行っていただくことになります。財務諸表については、独法通則法において評価委員会に意見を聞いた上で主務大臣が承認を行うことになっておりまして、今回独立行政法人が解散したことに伴って、その間の積立金について国庫納付を2月 10 日までに行うというような事務的な流れがあります。した

がいまして、財務諸表につきましては3月ではなくて本日の分科会の方でその意見の有無 について御判断をいただきたいと考えております。

その資料につきましては4-1、4-2として財務諸表等をお配りしております。 以上です。

○平澤分科会長 どうもありがとうございました。

何か御質問等、ありますでしょうか。いつもだと、前年度1年間を対象にしてやるわけですが、昨年の4月から 10 月までという、残っていた期間が対象であるということと、それから今のように財務諸表等の出方が1回でできるといいましょうか、それくらいが通常と違うところかと思います。評価をしても、もうなくなっている機構に対する評価というのも何ともしまらない話だという気もしないでもないですけれども、消滅したわけではなくてそれはそっくり大学院大学の方に移っているわけですので、今回の評価結果というのは大学院大学の方で是非受け止めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、議題に入ってよろしいでしょうか。

それでは、議題の2と3、これが今日のメインの議題になろうかと思いますけれども、 内容についての御説明を久保副学長の方からお願いいたします。

○久保副学長 それでは、資料が何種類にも分かれておりますので、まず資料の説明から させていただければと思います。

最初に御用意しております資料 2 - 1 でございますけれども、この 23 年度の業務実績報告書は前半が財務諸表とか財務の情報を文章または表にしておりますので、これは後ほど財務諸表の方でヴィンセント副学長から説明いただきたいと思っております。

そして、後半の業務の実績報告のところですけれども、この箇所は資料2-2に評価項目、評価の視点と合わせて書き込んでありますので、むしろこの資料2-2を使いたいと思います。それで、資料2-2に既に書き込みはしてあるんですけれども、ここに書けないような資料は添付資料として用意させていただいております。

それから、昨年御指摘いただいた事項は資料 2-3 の方に書かせていただいております。 資料 2-3 の内容も資料 2-2 の中にできるだけ入れてありますので、ここの中で説明を できるだけいたしますけれども、説明がし切れませんところは改めまして資料 2-3 を基 に説明させていただきたいと思います。

それから、中期目標期間ということで言いますと、資料3-1がこの報告書になるのですが、私どもこの中期目標期間が2年と7か月でございます。昨年1か年で既に2か年分の比較をしておりますので、その前のものもできるだけ私は資料2-2の説明の中に入れまして御説明することで、この資料3-1そのものの説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料2-2をごらんいただきたいと思います。

まず1ページ目でございます。1ページ目は「科学技術に関する研究開発」で、そのうちの「研究開発活動」にかかることでございます。

「業務実績」の欄をごらんいただければと思いますけれども、機構では大学院大学の開学に向けまして神経科学、分子科学、数学・計算科学、環境科学、それに物理科学を加えた5つの研究分野で研究を推進いたしました。平成22年度末は27の研究ユニットでございましたけれども、平成23年10月末は45に達しております。

また、研究員は主任研究者、グループリーダー、研究員、準研究員、技術員、この5種類を研究員としてカウントさせていただいておりますけれども、この人数が 150 人から 178 人となっております。それから、特に括弧内が外国人研究者ですけれども、主任研究者のところをごらんいただければと思いますが、45 名中 29 名が外国人ということになっております。

研究機器の関係がその1ページ目の後半、下段の方に書いてございます。「元気な日本復活特別枠」というもので、5つの研究機器の導入を進めることが計画されておりました。 このうち、3つにつきましては既に納入をされております。残り2つにつきましても、導入に向けた準備を既に進めております。

2ページ目をごらんください。この機器の利用の効率化に関わることでございます。まず、コモンリソース諮問委員会におきまして、共有可能な機器の選定、機器購入の優先順位の決定を行いまして理事長に提言をしております。また、機器の選定に当たっては可能な限り、数種類の同様な機器をデモンストレーションすることで、一つに最初から決めるということではなくて、正確な機器の性能評価を行うことに努めております。

また、昨年、さらなる組織的な取組をという御指摘を受けておりますけれども、新たに 物理系の研究者が私どもの研究ファカルティに加わっておりますので、この物理系の研究 者の代表をコモンリソースの諮問委員会の委員に選定することを予定しております。

物理系の研究機器も新たに導入いたしますので、その研究の支援を担当する部署の創設の準備を行いました。この 10 月 31 日までに準備を行い、11 月になってから設置をしております。

それから、外部機関との共同研究でございますけれども、22 年度は 28 件行っておりましたが、23 年度の 10 月末までの数値でございますけれども、41 件と増えているところでございます。

そのページの下段のところでございますけれども、研究者の業績評価でございます。これも、昨年、計画的に業績評価を行うようにという御意見をちょうだいいたしておりますけれども、研究評価を私どもは厳格に実施をしております。今年度は前半に大学院大学の設置準備ですとか、教員採用活動などが集中しておりましたため、評価のスケジュールを学校法人移行後にずらしております。学校法人移行後、3月末までに4件の評価の実施を予定しているところでございます。

3ページ目をごらんください。「研究者の採用」に関することでございます。昨年度でございますけれども、19名の主任研究者が新たに就任いたしました。新たに就任した主任研究者を、そこに列挙させていただいております。その結果、主任研究者の合計数が 45名

となっております。

また、3ページの下段の方でございますけれども、募集活動はグローバルな規模で行う ということで、ウェブサイトですとか主要な学術誌などで広告掲載などをしております。

研究ユニットにおける外国人の職員の割合は全体で 45%、出身国も約 30 か国地域に及んでおりまして、国際的なファカルティができ上がっているところでございます。

4ページ目をごらんください。 4ページ目の上段は選考過程でございますけれども、厳格な選考過程を行っております。極めて競争的でありまして、私どもの応募に対して 500 名以上の応募者がございました。非常に競争的な選考が行われたところでございます。

それから、6と左側に書いてある欄でございますけれども、選考の中では基準として学生に対する指導力ですとか教育経験ですとか、やはり教育をするということも選考基準、判定基準の一つとしております。その結果、文部科学省で今、大学としての設置認可をいただいたわけですが、教員審査がございます。そこで約8割の教員が博士論文の研究の指導を単独で行うことができる、いわゆるDマル合の認定を受けることができた次第です。

それでは、次の5ページ目をごらんいただければと思います。「2. 研究の成果の普及及びその活用の促進」というところでございます。

まず、最初が論文ですとか学会発表に関することです。そこに数字を挙げさせていただいておりますけれども、平成23年度は10月末まで7か月の数字でございますが、論文で56、学会発表で127となっております。特に佐藤ユニットが『Nature』にサンゴの全ゲノム解読の研究発表をいたしました。これは数々の科学雑誌に大きく取り上げられまして、機構との共同研究を求めるオファーの増加にも寄与したところでございます。

それから、これはどういうふうに広報をするかということも関係があります。この8の後半のところには、学園移行後は広報の担当の副学長を配置しまして、研究成果の発表というものをウェブサイトなどでも促進をしているということでございます。

それから、9の項目は知財でございます。研究成果の事業化につきましては、特許パッケージに関して県内の起業家と事業年度内に3回のミーティングを行っております。特許の出願件数は10月末現在でございますけれども、国内で11、海外で8、特許件数が国内で6、海外で2となっております。

産業界との交流及び連携、これは 10 の項目です。これにつきましては、知的・産業クラスター形成のためのフォローアップ会議を6月に開催をいたしまして、また県内各団体によるキャンパス訪問というものを呼びかけているところでございます。

11 の項目は、研究者の養成、研究者の交流の項目でございます。ここでは、私ども短期準研究員の受入れというものをやっておりまして、このことによりましていろいろな大学との交流ですとか、機構の知名度を高めるということを行ってまいりました。

7ページ目をごらんいただければと思います。7ページ目は国際的なコース、ワークショップでございます。国際コース・ワークショップはこの10月末までで、開催回数が既に8回、参加者数が457名、うち外国人が305名でございます。それから、ユニット主催

のセミナーが36回、参加者数が780名でございます。

既にこのようにオフィス等が恩納村にあることによりまして多くの研究者、特に外国人の研究者の方が来られるという状況がきちんとでき上がりつつあります。また、キャンパスができましたので、今年はキャンパスの研究施設を利用したコースを初めて開催しましたところ、非常に好評でありましたので、こういったキャンパスを活用したコースというものをシリーズとして行っていきたいと思っております。

それから、13のところでございます。7ページの最後のところに書かせていただいておりますが、琉球大学との共催によりましてアジア・太平洋地域の学生の参加による国際的なフォーラムというものを開催しました。ここでは、沖縄県の方が4名、その他国内から5名、12のアジア・太平洋地域の国から25名の学生が参加するということで、沖縄を中心にして国内外の学生が集うようなフォーラムを開催したところでございます。

次のページをごらんください。 8ページです。「14. 大学院大学の設置の準備」でございますけれども、これは順調に 10 月 24 日付で文部科学大臣より学校法人の寄附行為、それから大学設置認可をいただいたところでございます。御報告させていただきたいと思います。

次に、9ページをごらんいただければと思います。15のところになります。学校法人への移行に向けまして、規程類はどのように整備されたのかということでございますけれども、これにつきましては昨年の6月に国内外の専門家と機構職員から成るタスクフォースを設けまして規程の整備を進めました。

学生の獲得に関する活動では、この3つ目の©のところでございますけれども、学会でのブースのプレゼンテーションでございますとか、国外における日本留学フェア、それから潜在的な志望学生のメーリングリストをつくるなど、いろいろな手段を設けましてこの獲得計画を進めております。

更に、この最後のところですが、学園の設立式典が11月19日に予定どおり開催されました。

次の10ページをごらんください。「18. 効果的な広報・情報の発信等」についてお話をさせていただければと思います。広報につきましては、まずウェブサイトのトップページのデザインを一新いたしました。それから、平成23年4月から一般見学、これは説明も付くキャンパスツアーを週に3回行っておりまして、10月末までで422名が参加しています。5月からは、説明者のない施設だけの見学というものも受け付けております。更に、企業ですとか地域団体、学校、特に高等学校の見学者というものを組織的に受け入れておりまして、この7か月の間でございましたけれども、2,574名に恩納村のキャンパスに来ていただくことができました。

次の 11 ページをごらんください。11 ページからは、業務の効率化に関する事項でございます。

1番は、「管理運営業務の効率化」でございます。ここでは、最初に ERP について御報

告させていただければと思います。現在、会計、学務、それから人事給与の各システムについて、電子的な購入ですとか決済のシステムというものを導入いたしました。11 月から導入しましたので、この 10 月 31 日までは 11 月から運用ができるように準備を進めたということになります。

それから、運営委員会の開催経費の削減についてでございますけれども、これは電話会議の活用などによりまして前回に比べまして更に運営委員会の経費の削減を図ったところでございます。

それから、20番で「予算の適正かつ効率的な執行」の箇所でございます。ここは、部門別の月次の予算執行状況の報告書を作成しまして、エグゼクティブ・コミッティで共有するとともに、内閣府との定例の連絡協議会にて報告を行っております。また、建設関係につきましては合計4回の施設及び建設に関する予算検討委員会を開催いたしまして、入札予定案件の審査ですとか、それから工事の設計変更に関する協議を行いまして、着実に定期的に予算執行状況の点検を行うという体制、それから実行をしたところでございます。

次に、12 ページをごらんください。「3.入札・契約の適正化及び調達事務の効率化」です。契約は当然でございますけれども、一般競争入札を原則としておりますが、やむを得ず随意契約による場合におきましても調達契約審査委員会というもので厳しく審査をしております。更に、購入価格が 5,000 万円以上の大型の研究設備の調達につきましては、外部の有識者も入れた「仕様策定委員会」という委員会を設けまして、仕様からきちんと検討するという体制をとっているところでございます。

その結果、競争性のある契約でございますけれども、現在 90.1%となっておりまして、 もともと予定しておりました計画数値、85.6%を上回っております。また、更にこの契約 の競争性を審議するための契約監視委員会も開催しております。

ただ、1つ御報告申し上げなければいけないのは、11月に会計検査院が検査結果というものを報告しておりますけれども、そこにおきまして委託契約の予定価格の計算ミスが見つかりました。これにつきましては、11月以降、私がコンプライアンスの副学長なのですが、その下にコンプライアンスセクションというものを設けておりますし、職員が細かい規定も含めてきちんと知っているということは重要なことなので、職員研修の充実を図るとしております。

それから、次の丸で一者応札率がございます。一者応札率は今年少し上がっているようには見えてしまいますが、これは物理系の研究機器がどうしても一者しか応札をしていただけないというか、代理店がそこしかないというようなことがございまして、一者応札となったケースがあるということです。それから、研究棟の工事契約で前の業務と密接に関連する業者しか結果的には応札がなかったというようなことがございまして、仮にこれらを除きますと一者応札率は 25.9%と、昨年とほぼ同等の数字となっております。

次の 13 ページをごらんください。複数年契約等の工夫でございます。これにつきましては、例えば DNA シーケンスの試薬などについて年間の使用量予測をする、もしくは同

じメーカーの機器をとりまとめるなどによって価格交渉を行うことによる引下げ、割引率 の拡大を図ったところでございます。

それから、24 の項目で「給与水準の適正化」ですけれども、これは昨年度から 5 か年計画で 1.1%の引下げをするということをしております。今年度で 1.1%に引下げをしております。

その結果、ラスパイレス指数なんですけれども、118.9 でございまして、約4ポイント低下しております。これは、平成 21 年度、2年前が 132.7 でございましたので、2年前と比べますと約 14 ポイントのダウンということになっております。

宿舎について昨年御指摘を受けているところでございますけれども、借上げ宿舎につきましては関連規程のより厳格な適用に努めるということで、学校法人への移行後は事務職員については副学長以上という形で極めて限定をする扱いとしております。

14ページをごらんください。5番目、26の項目で「保有資産の有効活用」、シーサイドハウス、それからシーサイドファカルティ宿舎でございます。シーサイドハウスは現在、研究施設としても利用しております。また、ファカルティの宿舎は年間稼働率が既に95%になっております。これも2年前の数値が73%でございましたので、大幅に上がっているといいますか、これ以上、上がり切らないような限界の数値まで上がってきております。

そのほか、うるまにございます沖縄県工業技術センター別館、沖縄健康バイオテクノロジー研究センターにつきましては、本年3月末に借用を終了するという予定で原状回復の 段取りなどについて先方と協議をしております。

もう一つございます沖縄科学技術研究・交流センター、まだちょっと研究室を使っておりますので、今すぐにお返しすることはできませんが、来年度中の借用終了も視野に入れて、これはまだはっきりと決めているわけではございませんが、その方向も含めまして協議を行っているところでございます。

27 で効率的な事務事業につきまして、特に監事のところはこの後、監事の御報告があると思いますので省略させていただきます。

15ページのところで内部統制についてだけ少しお話をさせていただきますと、エグゼクティブ・コミッティを毎週必ず行います。週に2回あるときも、3回あるときもございます。それから、主任研究者及び課長級以上の職員で構成するマネージャーズ・コミッティを毎月開催する。また、節目には全員会議を開催するということで内部統制を図っているところでございます。

16 ページにつきましては、30 番の外部資金のところをお話ししたいと思います。競争的資金につきましては、この 30 番のところに数値を挙げさせていただいておりますけれども、外部資金は合計で2億8,000万となっております。22年度が1億1,900万でございますので倍増しております。更にもっと前の数字を申しますと、21年度は8,300万円でしかなかったので、それから比べますと2年で3倍以上に増えているという状況になっております。

また、国外からの寄附金を促進するという観点から、米国において設立された「Friends of OIST Inc.」と連携して、国外からの寄附金の拡大に努めたいと思っております。

次に、17ページをごらんください。「施設・設備に関する事項」です。

○久保副学長 35番をごらんいただければと思います。施設関係です。こちらは順調に進んでおります。第2研究棟、それから講堂は本年3月中の竣工を目指して建設を進めております。

36 はヴィレッジゾーンの整備ですけれども、こちらは国からの施設整備補助金に加えまして民間資金を中心としまして整備を行うということで、昨年10月から着手済みです。

それから、38 をごらんいただければと思います。ここも、人事の体制について昨年御指摘を受けたところでございます。この 38 につきましては、アドミニストレイティブ・コンプライアンスの副学長の設置、コモンリソースでテクノロジー・センターを統括する担当部長の配置、予算課と経理課の統合、それから学生受入れの準備体制のためのスタッフの拡充などを行いました。

それから、少し飛びまして 45 をごらんいただければと思います。「社会的責任を果たすための取組」というところです。ここも安全管理のトレーニング等々の御指摘を受けておりますが、法令にのっとりまして委員会、それから研修会もしくはトレーニングの会というものを着実に実施したところでございます。

46 がアウトリーチ活動に関することでございます。そこに(1)  $\sim$  (6) まで例示を書かせていただいていますけれども、恩納村を始めとする地域社会との連携を推進いたしました。

更に 47 の項目ですけれども、これも昨年、全体の環境整備が重要だという御指摘を受けております。外国人の職員の子弟に対する教育環境を提供するという関係では、昨年の4月に沖縄アミークスインターナショナルスクールが開校いたしましたので、そことの意見交換会なども行うとともに、地元の学校で英語による特別教室ができないかということで、教育委員会との調整も進めております。それから、県が主催する委員会との調整も進めているところでございます。

以上が資料の2-2ですが、一部、資料2-3について補足をさせていただければと思います

まず、ほとんどは説明させていただいておりますけれども、2番目のところです。沖縄を教育研究拠点として発展させるために沖縄県内の大学との連携、それから機器の共同利用という御指摘に対してですけれども、沖縄県内の大学・研究機関との共同研究契約は5件でございます。そのうち2件はOIST内での研究機器の利用を目的としたものとなっております。それから、そういう外部の方の利用の窓口のための部署の新設準備を進めました。

4番と5番が余り資料の2-2の中には出ていなかったかと思います。知財の関係でございますけれども、知財の体制でございますが、産学連携コーディネーターの受入れ、更

にはスタッフの増員を予定しております。

また、産業界との交流につきましては「バイオジャパン」のブース出展を始めとしまして、シオノギ製薬との研究協力協定も締結をしたところでございますので、企業との連携も少しずつではありますけれども、成果を出しつつあるという状況でございます。

以上、短い時間でしたのではしょったところも多数ございますが、御説明させていただきました。

○平澤分科会長 非常に的確な御説明ありがとうございました。

引き続き久保田監事の方から御説明いただきます。

○久保田監事 それでは、若干お時間いただきまして、監事の方で 10 月に独立行政法人 としての最終の監査になります定期監査を行いました。その結果に基づきまして、簡単な 御報告をさせていただきたいと思います。

まず、全般的な状況でございますが、事務局の体制につきましては、専任の事務局長が一昨年から置かれた関係で業務は大変改善されたと認められます。特に契約調達手続、先ほど久保副学長の方からも御説明がございましたが、外部の有識者を入れた委員会を複数組織して厳正な運用がなされていると認められました。

ただ、先ほどの調達、契約結果についての数字の説明がありましたが、やはり最先端の研究機器の導入をする関係で一者応札になるケースが多い。その仕様をどう決めるかというところも慎重に行っているんですが、どうしてもこういうスペックが必要になるということで、その取扱い代理店が日本では1社しかないという例が多々ございます。

そういう関係で、なかなか価格競争でコストの低廉化が図りにくい機器の導入が多くなってきております。そのため、そういった一者応札の中でも価格あるいはサービスと抱合せで調達のコストパフォーマンスを高める工夫が必要ではないかということで指摘をしているところでございます。

また、会計検査院からの指摘事項につきましては、再発防止に向けた取組を早急にやっていただけるように指摘をしているところでございます。

学園になりまして、新たな組織ではアドミニストレイティブ・コンプライアンス担当の 副学長の下に監査の部門が置かれております。この監査の部門が内部監査を行いつつ、ま た我々の監査業務と連携しながら、適正な管理運営を確保していくことの体制づくりを進 めているところでございます。

それからもう一点、人件費の適切な管理の面で、人件費につきましては主任研究者の数が増えてくるということで職員全体の数も増えてまいります。大学になりますと、更に学務をやる学務部門の職員の配置も必要になってまいりまして、固定経費となる人件費が増大する傾向が見込まれますので、その点は総人件費を抑えながらコストパフォーマンスのいい研究活動をしていく工夫が必要になってくるということで、総人件費をどう管理するかということを指摘しているところでございます。

簡単でございますが、監事の定期監査報告の中からのポイントは以上でございます。

○平澤分科会長 ありがとうございました。

今のお2人からの御説明を踏まえて、御質問等をお願いいたします。

〇遠藤分科会長代理 2-2の1ページ目の主任研究者と研究員の数のバランスなんですけれども、3月31日の時点で主任研究者は27名、グループリーダーは8名で、研究員は74名ですね。それで、主任研究者が増えたのに研究員はほとんど増えていない。そうすると、一人当たりの主任研究者についている研究員の数が非常に減ってしまっているんじゃないか。

これは、まずいのか。それとも、もともと余剰にいたのか。どちらなのでしょうか。 〇バックマン副理事長 基本的な考え方としては、まず教授たる主任研究者を採用して、 その上で彼らが中心になって研究員を採用するという形を考えておりまして、先に主任研 究者の採用を行いまして、今は鋭意研究員の採用に努めている段階だと思いますけれども、 それがどうなっているかという現状をヴィンセント副学長から報告してもらいたいと思い ます。

○ヴィンセント副学長 今バックマン副理事長の方から申し上げましたように、この主任研究者と、それから研究員の採用の間にはタイムラグがあるということでございます。多くの研究員は、第2研究棟に入っていくという形で採用ということを予定として考えているわけです。

今は、ほかの大学で OIST のプログラムのチームのメンバーとして研究員として働いているということになっておりますので、研究棟が完成するとそのチームと共に移動してきて、その段階でもって今度は OIST の研究員という位置付けでカウントされるということになります。これは4月、5月、6月ぐらいに移動されることになります。

- ○遠藤分科会長代理 何人ぐらいですか。
- ○ヴィンセント副学長 今、新しい研究員が60名です。
- ○平澤分科会長 同じく 2-2 の最初のページですけれども、下の方で 5 種類の機器等が納入なり設置されてきたということですが、この中の「②沖縄海洋環境観測システム」というのはどういうものなのですか。
- ○バックマン副理事長 これは、実際には3つの異なる種類の海洋観測システムということになるわけですけれども、1つは浅い海、特にサンゴ礁の観測に関わる装置です。2番目は、深海のベントの起こるような、そういう場所の観測の装置です。3番目は、いわゆる黒潮みたいな海流を観測するシステムでございます。

今、既に一部の装置は導入済みですけれども、残りにつきましては入札手続を完了すべく活動しているところでございます。

海流の測定を海の下で行う潜水装置、海の下で活動できるような装置については既に稼働して測定を行っております。

○平澤分科会長 細かいことになって恐縮ですけれども、個人的な興味で、2番目におっ しゃった深海のベントというのは湧昇流を観測するというようなものなのでしょうか。も しそうだすると、その流量とか、それの塩分濃度とか、そういうことが自動的に観測できるというような装置ですか。

○バックマン副理事長 まず、サーマルベントについての最初の観測対象というのは、そういう辺りの微生物とか生物にどんなものがあり得るかという観測です。サーマルベントというのは、それぞれ非常に離れた距離に存在をしているものなんですけれども、その中で同じような種類の有機物なり生物が存在しているということがあります。

最近、大人になっている成長している有機物というのは定着をして動かないんですけれ ども、むしろエンブリオというか、揺籃期にあるような有機物なり生物というのは、海流 によって移動するということがわかってきています。

特に、このサーマルベントの起こる近辺というのはミネラルなり、その他のいろいろな要素が豊富ではないかということが言われておりまして、物理学のチームが導入されましたので、その協力を得ながらそういう鉱物、ミネラルの存在を確認するという能力ができておりますので、その研究をやりたいと思ってございます。

○遠藤分科会長代理 5ページの項目8、佐藤ユニットが『Nature』に報告したことで、いろいろな共同研究のオファーがきたということなんですけれども、説明できるかどうか今はわかりませんが、具体的にどんなところからきて、もう既に一緒にやろうと決まったようなものがあるんでしょうか。

これはどういうことかと言うと、要するに世界的なレベルのことをやっているということの証左にもなるのではないか。

○バックマン副理事長 今、世界的なレベルの海洋学関係の研究所と共同研究をしようという協定を結ぶための議論が進行中でございまして、その1つはスタンフォード大学のウッズ・インスティテュートというところでございます。それから、東京大学の海洋学研究所もその1つです。もう一つは、ウッズホールのマリン・バイオロジカル・ラボラトリーと、それからウッズホールのオーシャノグラフィー、海洋学の研究所でございます。イスラエルのヒブル・インスティテュート、ヘブライ研究所というところもございます。

それから、アメリカの NSF (米国国立科学財団) とも協力をしておりますし、ほかに国際的に共同で資金を出して研究するといったようなチャンスについても検討している最中でございます。

ウッズホールの方の海洋生物学研究所というのは、非常に我々との共同研究に関心を持ってくれていますし、またウッズホールの海洋学研究所のプレジデントというのは実際には出席はできなかったんですけれども、この前の学園の発足式に対しては代表を送ってくださいました。

○平澤分科会長 ちょっと戻りますけれども、3で「研究者の採用」です。この 19 名の 方々のこの括弧の中にある研究分野といいましょうか、その名前から考えてみると、物理 系の方がかなり多くて、生物系の方というのはそれほどいらっしゃらなくて数が少ない。 その他には、化学が幾らかといったような分布のように見受けるんですけれども、もう一 つ、沖縄の地元が期待しているような応用研究をやるということに関連してみると、私が 拝見する中で言えば、例えば上から7人目のチー博士はエネルギー材料と表面科学ユニットということです。

このエネルギー材料というのが何を意味しているのかよくわかりませんけれども、この 辺りももう少し沖縄に貢献する種があるかと思うのですが、この方を含めて沖縄との関係 に関して強い沖縄支援に関わるような方がいらしたら御紹介いただきたいと思います。 〇バックマン副理事長 今おっしゃった方が、直接関係のある方です。このチー博士のやっていらっしゃる研究というのは、太陽電池の改善をすることによりまして無機のインオーガニックの太陽電池と、それから有機のオーガニックの太陽電池を低いコストで組み合わせて効率性を上げるというものでございます。

特に沖縄は島国ですから、例えば太陽電池を設置するとそれが貴重なものになり、耐久性が非常に重要ということになりますが、チー博士の行う研究というのは耐久性の改善ということもカバーしています。

ここにリストされている方は、新しい方ばかりなんですが、今、存在している主任研究者の方の中にゴリアニン博士という方がいらっしゃいます。彼が研究していることの一つは、有機物によります燃料電池、つまりマイクロビアムというものを使いまして直接電気をつくるという研究をしていらっしゃいます。農業、あるいは都市の廃棄物、ごみ等を利用して微生物がそれらを電気に転換するという研究です。これも、島国にとっては非常に重要な貢献になるんじゃないかと思っています。

それともう一つ、この微生物を利用した燃料電池というのは、さっき申し上げた深海におけるサーマルベントのいろいろな研究、そのために必要な電力源になるのではないかと期待されています。深海ですから、バッテリーの交換などというのは大変な作業になりますので、そこでもって微生物を利用して電力をつくって、そのバッテリーに供給することができれば非常に意味のある成果ということになると思います。

このリストには入っていないんですけれども、幾つかのグループが行っている研究では 海洋生物、あるいはこれは海洋だけには限らないで地上の生物でもいいんですけれども、 バイオアクティブな生物活性性を持っているような生物の研究を行っております。それは 一般的な生物活動の研究ということにもなりますけれども、医薬品的な応用もあり得るん じゃないかと期待されています。

こういうものの中にはダイノフラジュレート、つまりサンゴであるとか、スポンジ性の 生物とか、そういうものを含んでおります。沖縄の複数の企業と、既に共同研究が行われ ています。

○平澤分科会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。後ろの方のページでも結構です

○遠藤分科会長代理 私はあと一つだけ、項目 12 のワークショップとかセミナーです。 前にワークショップに出た人とちょっとお話をしたことがあって、ここが本当にスタート したら自分は学生として来たいというようなことを言う人がいる。それで、今、学生募集で、入学願書がきているでしょう。そういう人たちの中で、来た人たちはいるんですか。 〇バックマン副理事長 答えはイエスなんですけれども、ワークショップに参加するというのは少し年齢層が高くて、この大学院大学に入るというよりは、もう既にそういうレベルを卒業している人が多いです。そういう人が若い人たちに話をしてくれて、私どもの採用元としてはかなり有力なソースになっています。

○遠藤分科会長代理 直接でなくても、そういうのでいいんです。要するに、いろいろな人にわかってもらうためにワークショップ等を行っているわけなので、そういうレスポンスが出てくることが確認されていれば、これをやっていることの意味が一つ大きくちゃんと確認されたということになるので。

○平澤分科会長 今の続きになりますが、項目 15 のところです。中期計画の項目としては2番目のパラグラフにありますように、「内外の優秀な学生の獲得に向けて必要な措置を講じる」ということで、ここに実績として書かれているようなことがいろいろあるわけです。

これは評価とは直接は関係ない事項かもしれないですが、先ほどちょっとおっしゃったようにどのレベルの学生が応募しているのか、期待しているようなことが進んでいるのかということについてお伺いしたいと思います。

 $\bigcirc$ バックマン副理事長 12月20日までに受け付けました願書に基づいて、27名の候補者 に OIST に来てもらって面接を行いました。

学生の特徴ですけれども、書類審査の結果として非常にしっかりした候補者ばかりで、 国際的なグループであるということが言えます。

先週の日曜、月曜、火曜日が沖縄での面接でした。OIST について十分オリエンテーションで説明をして、沖縄についても説明をして面接を行いまして、面接をした評価の結果を文書化しております。私たちは、その学生の質は非常にすばらしいと自信を持って言えるんですけれども、今度はあちらがイエス、来たいと言ってもらわなければいけないという番です。

応募者が帰るときには、非常に熱心に熱意を持って来たいという感じでした。ですから、 ちょっと期待感を持って待っている状況です。

- ○平澤分科会長 ありがとうございました。引き続き、更に募集をされたと伺っていますけれども、これについてはまだ面接は先になるわけですね。
- ○バックマン副理事長 そのとおりです。
- ○平澤分科会長 ちなみに、この27名のうち日本人は何人ぐらいですか。
- ○ウィッケンス研究科長 6名です。
- ○バックマン副理事長 非常に優れた人たちです。
- ○平澤分科会長 御承知のように、日本の大学院は4月入学の場合にはかなり今の時期とずれていて、いい学生が志願してくれるかどうかというのはかなり危惧されたわけですけ

れども、世界で見たときに春入学のところだけれども来ているというのはどれぐらいの割合になるんでしょうか。そういう国で分けて集計はされていませんか。

○ウィッケンス研究科長 現在の段階では大多数が秋入学のところですけれども、11月まで正式な活動ができなかったため遅れてしまったので、今年はきっちり早くからスタートして日本人の学生もちゃんと募集したいと思っています。

春入学というカテゴリーに入るのは日本人だけでございまして、オーストラリアとか ニュージーランドの学生はほとんど入っていません。

○平澤分科会長 大分、時間が過ぎてきておりますけれども、これもこの評価そのものとは関わらなくて後との関係になるのですが、項目 19 のところに管理部門の職員の割合が書かれておりますけれども、実際に大学院として発足した後というのは、先ほどおっしゃったように学務関係の職員が増えてきたりしてこの比率は変わるかと思うんですが、大体どの辺りで落ち着くような傾向になっているんでしょうか。

○ヴィンセント副学長 基本的にこの平均的な数字をなかなか申し上げるのは難しいんですけれども、管理運営スタッフの中には人事とか、エグゼクティブオフィスの人とか、教学部門とか、購入、調達といったような人も入れて、最終的な姿としては3~4割が合理的かと考えております。

ただ、1つ、リスクマネジメントという側面も念頭に置いた上で数字は決めていかなければいけないと思っています。それは管理運営の機能だけではなく、組織の構造という観点からも言えるわけで、柔軟性を持たなければいけない。つまり、主要な人が突然何かの状況によって業務が果たせなくなった場合に、すぐバックアップ体制を整えていかなければいけないということで、重要な部門についてはある程度の重複人事ということも念頭に置いておかなければいけないと考えています。

○バックマン副理事長 そういうときに、能力というのも重複して備えるような訓練なり 教育というのもしていて、例えばコンピュータプログラムについてはその能力を持った人 を個別にも育てるといったような活動を行っています。

○遠藤分科会長代理 質問とアドバイスのミックスなんですが、研究されていることの中 身、レベルがどんどん高くなってきて知られてくると、要するにハッキングをされる可能 性というのが非常に出てくるんじゃないか。

それで、いろいろなデータベースに入っている非常に重要な情報とか、今やっているいろいろな研究の内容とかを取られないようにするためのことを相当よく考えておかないと。つい最近あるセキュリティの専門家に聞いたら、外部のいろいろな専門機関がアタッキングをして穴がないから大丈夫だと言ったものも、最近は15秒で破られるそうです。15秒です。

○バックマン副理事長 情報セキュリティの問題は、極めて深刻に受け止めております。 これは研究とか知財権とかだけではなく、社会的な側面、個人のプライバシーの情報とか、 そういうことについても懸念を持っています。 確かに、インターナショナルであるということは私どもが誇るべきことですけれども、 それが逆にその反対側から言うとリスクも高くなるということを意味します。確かに若い 組織でございまして、いろいろな種類のコンピュータを違うタイミングでずれて買ってい て、少しずつ違うソフトが入っていたりするという状況にあります。非常に強いコミット メントでもってドーファン学長の指導の下に優れた CIO (最高情報責任者)を入れまして、 この問題については取り組もうと思っています。

1つ重要なポイントは、アクティブディレクトリというシステムを導入するということで、各人がログインは1つだけということで、その個人がある特定の分野にアクセスをした場合に、ほかの分野に同時にアクセスしようとすることは非常に厳しくコントロールするという体制です。今のシステムですと、いろいろな場所に同時にログインできることになっていて、その一部ログインした先がほかとつながっていたりして、そこからリスクが入ってくるということがありますので、これを改善しようということです。

これをどうやって実現するかということについては、ただいま先生がおっしゃいましたように、プロのアドバイスをきちんとした形で得ようと思っています。

- ○遠藤分科会長代理 これは、日本はすごく遅れているんだそうです。ですから、ドーファン学長が考えているのがアメリカの人ならば、アメリカが一番やはり国防情報とかいろいろなことをやっていてしっかりしているので、ゆめゆめ日本の政府の人に頼らないようにしてください。
- ○バックマン副理事長 これは共同のアレンジメントですけれども、実際には日本の会社 で優れた会社がありますので、そこと協力をします。
- ○平澤分科会長 重要なことをもう一つお伺いしたいんですが、先ほどの管理部門の職員 の比率のところにちょっと戻りますけれども、ヴィンセント副学長の将来ビジョンという のは伺いましたが、独立行政法人であったときに、機構は新設でしたし、年々、拡大して いく組織だったので、管理部門についてのコントロールというのはそれほど強くは意識さ れなかったように思うんです。

しかし、ほかの独立行政法人の場合には、御承知のように管理部門の経費を3%ずつ減らすとかというふうにして、どんどん減らしていっているわけです。それで、その結果としてバックマン副理事長がおっしゃったように多能化する。1人で何役も果たせるようにするということと、それから本質的な部分に限定していって周辺的なところは外部業者に任せるといったようなことをしていかないと、とても間に合わないというような状況に通常なってきているんですね。それで、今お伺いしたところでは、大学院という学務が発足してもなお事務部門の比率を減らしていこうというようなお考えだというので、これは是非そういうふうにしていただければと思っております。

それで、ちょっと重要なところというのは項目 22 です。会計検査院で指摘された件について、この内容についてはこの委員会でも一度報告があったかと思うんですが、この中身についてもう一度御説明いただけませんか。

○久保副学長 ホチキスでとじてある「平成 23 年度項目別評価表業務実績 添付資料」 の 30、31 ページのところに「会計検査院による指摘事項」がございます。

具体的に申しますと、警備業務につきまして深夜勤務の割増額の算出方法が違っていたとか、休憩時間の積算の仕方が違っていたとか、それから交代要員も積算するか、積算しないのか。何かがあったときのために積算をしていたんですけれども、それは実績がなかったんだから積算する必要はないという指摘だったんですが、こういう計算の方法なり、計算のミスなりということがございました。これは予定価格でございまして、実際の契約金額は予定価格に対して引き下げた金額になっております。

これが 31 ページになっておりまして、予定価格が過大ということで今 5,800 万円が指摘されておりますけれども、実際に契約したのは入札でそれより低い金額でしておりますので、実際の金額は 3,900 万の過大という形になります。

再発防止策としては、普通の調達の課のプラスアルファ、アドミニストレイティブ・コンプライアンスの副学長、それからアドミニストレイティブ・コンプライアンスのセクションを置きまして調達手続の検証を行うこととしております。

それから職員ですが、これはいろいろなルールがあるものですから、このルールをきちんと知るということも大切なことでありますので、国の機関とか国立大学法人がやっている外部の会計研修に職員を派遣することとしております。

それから、内部におきましては調達を要請する部署、それから契約担当部署向けに説明 会を開催すること、この3つを対策として行うこととしております。

- ○平澤分科会長 私の理解は、こういうことでよろしいんでしょうかということですが、 算出を間違えていたのは予定価格の算出法であったということで、実際に払うのは入札後 の価格であった。これは、適正に計算していたら入札価格よりも低くなっているというこ とはないんでしょうね。
- ○久保副学長 適正に計算すれば、入札価格よりもやはり低くなるというのがこの黒のと ころのラインです。
- ○平澤分科会長 そうすると、やはりそれだけオーバーしたという意味ですか。わかりま した。
- ○久保副学長 しかも、それは3か年の金額です。3年分を検査されていますので、3年分でということになります。
- ○平澤分科会長 これは、返済とか何とかというようなことにはならないんですか。
- ○久保副学長 入札自体は適正に行われておりますので、業者にとって瑕疵はないという ことです。

ただ、今年度の契約はきちんと直してございますので、昨年度までのことでございます。 〇遠藤分科会長代理 予定価格が正しく計算されていたら、もうちょっと粘って安い値段 にしたかもしれないですね。

それで、もう一つあるのは再発防止策がちょっとおかしいと思うんです。もともとこれ

は計算式が標準的にあったらそれを適用すればいいだけの話だから、教育も何もないじゃないですか。

○ディキソン副学長 おっしゃるとおりですけれども、かなり細かいところまで、監査役が毎日毎日これを見ているからこういうポイントはつかめたんですが、これは勉強不足だったと言わざるを得ないと思いますから、ちょっと検討させた方がいいんじゃないかと思います。

○遠藤分科会長代理 OIST だけじゃなくて、私は前から気にしているのは、独立行政法人は皆、個別に何かいろいろとやっているわけです。だけど、この警備の話などは皆、同じでしょう。そうしたら、なぜその標準のものをそのままぱっと使うようにしないのか。個別にやるなんて、とんでもない話です。

親会でも言っているし、私は内閣官房の電子行政推進委員会のタスクフォースでも言っているんですけれども、独立行政法人が皆、同じようなことを別々のシステムをつかってやっているわけです。そんなものは1個でいいじゃないか。これも、その例に入ってしまっているんじゃないかという気がするんです。

特に、警備業務なんて OIST でなければやらない話じゃないでしょう。これは、非常に 共通的な事項ですよ。だから、再発防止はこれだけじゃだめだと。

○バックマン副理事長 おっしゃったことは、そのとおりだと私も思います。ほかの独立 行政法人と比べますと、我々は極めて高度な研究を行っている組織である。そこをちょっ と申し上げたいと思います。

その意味で、例えばどうしても 24 時間完全に警備をしなければいけないとか、特別な 状況が起きたときの窓口が必要になってくるとか、ほかの独立行政法人もそうなのかもし れませんけれども、私どものところは少しほかとは違うところがあるんじゃないかとも思 っております。

例えば、急に停電が起こったとか、エアコンが止まったとか、そういうことも含めて、 ほかのところより影響が厳しいということもあり得るかと思っております。

でも、おっしゃったポイントはそのとおりと受け止めております。

- ○遠藤分科会長代理 でも、それはどういうオプションがあるかとか、パラメータをどう するかということだけです。
- ○久保副学長 おっしゃるように、ある一定のフォーミュラでできることはあるんですけれども、実はそのフォーミュラそのものが、今のところたくさんの細かいルールになっているんです。ですから、そのフォーミュラを全部集めると結構な量になってしまって、それを私どもの条件に当てはめるというところで間違えてしまったという部分が今回のところではございます。面積ですとか、時間ですとか、何にするかとか、フォーミュラそのものが結構細かい規則と言ったらいいんでしょうか、非常にはっきりとこれはこれでまとめてみてくださいという感じには必ずしもなっていなくて、それを私どもが探し切れなかったというようなところがございました。

例えば交代要員をどう積算するかみたいなところはある種、考え方の違いみたいなところもあるんですけれども、フォーミュラそのものを私どもが探し切れなかったところがございました。

おっしゃるように、もう少しわかりやすくフォーミュラができていると、多分、各法人 は楽になるんじゃないかというのは御指摘のとおりだと思います。

- ○平澤分科会長 大分、時間が過ぎてきたんですけれども、そのほかいかがでしょうか。 御説明の中に、私は一応納得はしているんですけれども、先回、外部からも指摘された ように、例えば 24 番の借上げ宿舎の件ですね。これについては、副学長級以上というふ うにありますけれども、シニアな研究者というのはこの中に入っているんでしょうか。私 は、当然入るべきだと思っているのですが。
- ○バックマン副理事長 ファカルティ、教える人たちは含まれています。シニアな研究員 も含まれています。
- ○平澤分科会長 わかりました。

年度ごとのもので御質問のポイントはまだあるかもしれませんが、あとは中期計画について何かお聞きしておくようなことはありますか。

- ○遠藤分科会長代理 1つだけ、シオノギ製薬とのジョイントのものがありますね。あれは、外に発表できるような成果が出てくるのはいつごろなんでしょうか。
- ○ヴィンセント副学長 このシオノギとの協力については MOU (研究協力協定締結) が結ばれておりまして、バイオジャパンの際にドーファン学長とシオノギの CEO (社長) が会って調印をしたというものでございます。

シオノギは医薬品会社でございますから、ある一定の期間、知財権にかかるようなものにつながるような研究成果の発表については、拒否をする権利を保有している。そういう契約になっております。

- ○遠藤分科会長代理 それはわかっているんです。少なくとも例えばすばらしい薬になって出てくるとか、今、存在している薬がもっと安くなるとか、そういうことが出てくるのは、そうなればもう発表されちゃうわけです。だから、それはどのぐらいの目標でやっていらっしゃるのか。
- ○ヴィンセント副学長 例えばブレイクスルーになるような発見が行われて新しい薬になりますといったような一般的なステイトメントはできるだろうと考えておりまして、ウィン・ウィンの関係であるというふうになっております。

ただ、今シオノギからサンプルが届いて、そして OIST とシオノギの研究者が会合を開いているということです。次の会合は2月に開かれるということで、今その作業は進行中でございまして、具体的にどのタイミングでもってそういう成果について話ができるかということを申し上げるのは難しい状況です。

○遠藤分科会長代理 わかりました。

実は、日本の医薬業界というのは随分プロテクトされているんですね。要するに、外国

の大きな製薬会社が日本に入ってくるのに対して非常に障害になることが随分あるわけで す。認可されるところまでですね。

だけど、やはりこれは TPP などが始まると、いずれにしろこういうところがどんどん取り払われていくと、日本の医薬会社は皆、非常に危険にさらされるわけです。そういうもののプロテクションに少しでもなってほしいと思っているものですから、是非頑張ってやっていただきたいと、こういうことだけです。

○平澤分科会長 大分、時間が過ぎましたので、まだ論点等があるかと思いますけれども、 それは現地訪問のときにまた確認させていただくとして、2と3の議題についてはこれで 終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、5分余り休憩ということにいたしましょうか。あの時計で 25 分までとします。

(午後3時18分休憩) (午後3時25分再開)

○平澤分科会長 時間がきました。再開したいと思いますので、御着席お願いします。

次は、4番目の議題の財務諸表についてです。これは、ヴィンセント副学長の方から御 説明をお願いします。

〇ヴィンセント副学長 それでは、財務諸表の御説明でございますけれども、資料 4-1 のを使って御説明申し上げます。

これは、比較貸借対照表と、比較損益計算書と、セグメント情報の3つに分かれております。英語と日本語の対照を容易にするために、各行には数字、欄にはA、B、Cというのが書いてありまして対応しやすくなっております。

2つの異なる期間の比較ということになってしまいまして、2010年度は12か月フルで、2011年度については7か月分ということになります。

最初に、損益計算書からスタートしたいと思います。2番目のページです。23年度の研究経費ということでありますけれども、33億で、22年度は48億です。一般経費に対する研究の占める割合というのが、23年度には87%で、22年度は83%ということでありますから、この2011年度につきましては研究費の割合が高まったということです。

それで、一般管理費の割合というのは 2011 年度は 13%で、10 年度は 17%ということ になっています。そういう意味で、その割合が好ましい方向に変わってきていると思って います。例えば、業務費の中には人件費とか、減価償却費とか、それぞれの項目ごとに細分をしています。

研究の分野における人件費は、33%から 36%へと割合が増大いたしました。一般管理の分野におきましては、人件費の割合が 36%から 45%へと増大いたしました。ということは、そのさまざまな研究設備なり装置の購買という段階から、もっと安定的な状況に推移

するということで、どうしても人件費の割合が増大する。これは、研究機関としてノーマルな状況に移ってきているということだと思っております。

しかし、第2研究棟が開設をされますと 2012 年度、13 年度におきましては、再びさまざまな研究機器の購入の割合が高まってくると予想しております。

12 の経常収益の方を見ていただきますと、2010 年度は 12 か月で約 59 億、2011 年度は 7 か月で 64 億と、相当増えていることがおわかりになると思います。この主なる理由は、2010 年度から 11 年度に対して補助金の使い残り分の繰越しというものでございます。 2010 年度から 2011 年度に増えているのは 14 の自己収入等というところで、これが非常に増えておりますが、今日の資料にはそれが反映されておりません。OIST の学園のアカウントの方に、この外部資金の方が入ってくるわけであります。 2 年間の比較で、2010年の外部資金が 1 億 2,000 万、11 年度は 2 億 8,000 万でございました。これを、12 か月分ということでベースに考えた場合です。

最後に、18の当期総利益ですけれども、11年度は26億であります。これは、第3研究棟に充当されるという予定であったものを反映しています。

次に、「セグメント情報」と書いてある表に移りたいと思います。2011 年度の状況を、より詳細に示した表です。多くのポイントはさっきの損益計算書の方で説明をいたしましたので、追加的にあと2~3点申し上げます。

2と3を見ていただきますと、事業の費用というところですけれども、33億のうちの半分が研究ユニットで、その残りはコモンリソースということになっています。これは前からも続いておりますけれども、これから先もっと大きな傾向として続いていくだろうと思います。つまり、研究関連の資材の多くが、いわゆるコモンリソースという形になってくるということです。

もう一つ興味深いのが、5行目の人件費です。リサーチサービスが24%で、研究関連の人件費は研究費の中の47%を占めています。やはり人材の共有化、利用という形を取りますと規模のメリットが働くということで、そういう観点から今の傾向は好ましいと思っています。

このセグメント情報の中には事業とか、業務とか、そういうふうな形になっております けれども、将来はそれに教学部門というものが入ってまいります。

最後のところで、27 に総資産額ということが書いてあるわけでありますけれども、497 億円ということになります。それは最初のバランスシート、貸借対照表と対応してまいります。ということは、2010 年度から 11 年度までに OIST の資産というのは 44 億増大したということになります。

その 44 億のほとんどは、3行目に書いてある現金・預金です。5の固定資産というものも入っています。これは、24 の未払金によって相殺されます。

23 の運営費交付金債務というものがあります。OIST は、機構の段階で補助金というベースの預金というものがここでゼロになるわけです。それで、運営費交付金債務がゼロに

なって、中期目標期間のうちで残った運営費交付金は国庫に返納するということになります。

最後の38の利益剰余金ですけれども、27億ということになります。中期目標期間の最後の段階で機構の解散ということで、今、申し上げたこの27億という額が国庫に返納されるということになります。

今、申し上げたことが財務に関する御報告でございます。

○平澤分科会長 ありがとうございました。

今の件に関しての監事の御所見を伺いたいと思います。

〇久保田監事 監事によります財務諸表の監査でございますが、結果につきましては資料 0.4-2.0 最終ページに付けてございます。いずれも、適正に管理が行われていることを 認めております。

これにつきましては、財務諸表につきまして1月26日に監事2名で実地監査を行いまして、決算書類の作成の前提になります総勘定元帳の各数字と現預金残高等の証明からの確認をしているところでございます。

監事からの御報告は、以上になります。

○平澤分科会長 どうも失礼いたしました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。長岡先生、何かお気付きのことはありますか。よろしいですか。

教えていただきたいんですが、機構として積み増した資産がありますね。それは、新しい大学院大学の方に移行されるわけですね。その部分というのは、この貸借対照表等のどこかに表れるんですか。幾ら新しい大学院大学に移ったのかということですが。

○牧野専門官 事務局の方から答えさせていただきたいと思います。

機構から学園に承継される資産ということですけれども、基本的には機構時代の資産というのは包括的に学園に承継されることになります。その価格がどうなるかということについては、機構の発足したときもそうですけれども、それをどういう価格で評価するかとか、どういう価格になるかということを資産評価委員会というものを開催して決定し、最初の資産の額を決定するというような流れになっております。

- ○平澤分科会長ということは、この表の中にはまだ表れていないということですね。
- ○遠藤分科会長代理 大学の方に出るんでしょう。こちらには出ない。資産としてはこれで評価できると。
- ○平澤分科会長 ほかに何か御質問やコメントはありますか。よろしいでしょうか。

そうしたら、分科会としては今、御説明いただきました財務諸表に関しての意見は特になしということで御報告したいと思います。どうもありがとうございました。

次に議題の5ですが、「学校法人移行後の業務実績評価について」です。これも、また牧 野専門官から御説明をお願いします。

○牧野専門官 それでは、議題5について簡単に御説明したいと思います。

資料の方は、5というもので1枚だけのものになっております。こちらの方につきまし

ては、前回の分科会においても内閣府における体制といいますか、学校法人移行後の内閣府の関わり方みたいなものにつきまして御議論があったところでございますので、それについて内閣府は現時点でどのような検討のイメージを持っているかということについて簡単に御説明をしたいと考えております。

資料の5で、そもそも前提ということですけれども、機構は独立行政法人であって、学園は学校法人になるということでして、独立行政法人通則法の射程の外に出るということになります。そういうことで、これまでのような独法評価委員会というようなスキームが設けられていないということになります。

しかしながら、法人の形態は変わったということではあるものの、政府からの財政支援を当面受けて運営されるという点には関わりないということでして、引き続き内閣府としても何らかの形で説明責任を国会なり国民なりに果たしていく必要があると考えております。

他方で、学園につきましては学校法人として設立されるということですので、特に教育研究面等ですけれども、大学の自治だとか、学問の自由だとか、そういった観点についても十分に配慮することが必要であろうと考えております。

これらの2つの価値というか、観点をどのように考えていくかということでして、現在、 内閣府において考えているイメージというのが、このお配りした資料にあるような方向性 という感じになっております。

簡単にポイントということで申し上げますと、学園の業務実績の評価につきましては、 私学ですのでその自主性を重視するということが重要であるということでして、学園の意 思決定を行う機関である理事会、あるいは諮問機関である評議員会が自己評価を行って、 それを基本として業務実績の評価を行っていくことになるのだろうと考えております。

つまり、学園の業務運営において、事業計画等の方針等につきましては、理事会が意思決定を行うということになるわけですけれども、その PDCA サイクル、計画して、実施して、評価して、見直しをしてというような過程において、理事会が自ら PDCA サイクルを回す過程において、学園の事業計画の実施状況だとか、学園の活動全般について評価を行った上で、必要に応じて見直しをしていくというようなことになるのだろうと考えております。それが 2. のところにあるような感じで、簡単にまとめるとこういうような話になるんだろうということです。

他方、内閣府におきましても政府から予算を交付しているということでして、行政として説明責任を果たす必要がある。あとは、行政運営の適正性を確保するようなことも必要であろうということでして、大学院大学の事業だとかプロジェクトの政策効果の把握という観点から、先ほど申し上げた学園における自己評価を前提として、それを踏まえた形で評価というか、政策効果の把握みたいなものを行う。それも、基本的に今、考えている方向性としては、有識者の御意見をお聞きしながら行っていくというようなことを考えているということでございます。

基本的な方向性はそうなんですけれども、その具体的なやり方だとか、どういう観点で評価を行うかというのは、基本的にはその政策目的がどのように果たされていくかということが内閣府の側では重要になるかと思いますが、それについては今まで当分科会でいただいた御議論だとか御指摘等も踏まえながら、更に検討を行って今後、評価を実際に行っていこうと考えているところでございます。

簡単な御説明ですけれども、以上です。

○平澤分科会長 この件に関係しまして、何か御質問等ありますか。

これは 11 月から既に始まっているわけなので、余りゆっくり検討していいような課題でもなくて、急いで詰めて実施していかなくてはいけないことだと思いますが、何回かこの委員会でも議論され、ほぼ落ち着くべきところに落ち着いたのではないかというふうには私自身は思いますが、いかがでしょうか。

これは評価委員会の議題というよりも、評価委員会が媒介になりながら議論を詰めていただくような議題じゃないかと思いますが、OIST 側、あるいは内閣府側から更に何か御発言があればお伺いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今、御説明くださったような形で、評価委員会に代わる何らかの仕組みをつくって是非またよろしくお願いいたします。

一応この場で議論すべきことはここまでということにしたいと思うわけですが、もう一つ、実は「退職役員の業績勘案率について」の議題がありますけれども、これは予備的な議論を委員会のメンバーだけでやりたいと思っておりますので、学園の方たちは一応ここまでということにしたいと思います。

どうも、今日は御出席をありがとうございました。

## (学園関係者退室)

○平澤分科会長 それでは、引き続きということですが、退職役員の業績勘案率、これは該当する方が理事長と副理事と監事の3名が対象になるわけですね。今日はいろいろデータ等を整理していただいたものをお伺いし、次回、最終的に決断をするということになろうかと思います。

まずは、その業績勘案率に関係して事務局の方でお集めになった試算といいましょうか、 先回、形式的な計算を集めていただければというようなことを申しましたけれども、そう いうことを御説明いただいてから意見交換をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○牧野専門官 それでは、退職役員の業績勘案率について事務局の方から御説明させていただきます。

資料6ということで、表紙が付いた冊子みたいになっているものですけれども、そちらの方をごらんいただければと思います。

表紙の裏が目次のような形になっておりまして、先ほど平澤先生からもありました暫定 的な機械的な計算結果が一番上にありまして、学園から提出された業績が記載された調書 みたいなものがその次です。そして、その後、参考となる過去の閣議決定等というような 形で構成しております。

まず、算定の中身について簡単な説明をさせていただきたいと思います。29ページの方をごらんいただければと思いますけれども、業績勘案率について基本的な考え方として平成 15 年の閣議決定によって独立行政法人の役員の退職金について定められているということでして、29ページの1の(1)のところですけれども、基本的な算定式として在職の月数に報酬月額の12.5%を掛けて、それに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で、その役員の業績に応じて決定する業績勘案率を掛けたものを支給するということになります。

それで、各府省の独立行政法人評価委員会が定める業績勘案率ということですけれども、 内閣府の評価委員会につきましては次の 30 ページ、31 ページの方ですが、平成 17 年に 評価委員会決定、親会の決定というものがありまして、これに基づいて算定するというこ とになっております。

基本的なルールとしては、そのベースとなる基準業績勘案率、2.の(1)(2)にありますけれども、基準、基礎となる基礎点みたいなものを付けて、その上で特段の事情等を 考慮して最終的な業績勘案率を決定するというような流れになります。

その基準業績勘案率の算出方法については、基本的なルールとしては2の(1)にありますけれども、役員が在職した期間の年度評価の加重平均によって算定することになるということで、ここの部分については基本的にはその年度評価が終わっているものについて行うものなので、機械的な算出が可能ということになっております。

前回の分科会において、この機械的に計算できる部分については、今回の分科会で御説明するようにという御指示をいただいておりますので、その結果につきましてお配りした資料の前の方に付いております。

まず、理事長についてですけれども、1ページ目と 2ページ目がその算定結果というか、その考え方というものです。 平成 23 年度は 7 か月分の評価ですけれども、これについては次回の分科会で御決定していただくということなので、それも加味して最終的な基準点を定めることになりますので、最終的な数値は入っておらず、 1ページであれば最後のところが  $Z=\bigcirc.\bigcirc$  みたいな形になっております。機械的な計算をする 17 年度から 23 年度までの評価結果を加重平均にして出すというような形で、計算式が次の 2ページ目の (2) のようになります。

理事については13ページということで、先ほど元理事長につきましては機構設立当初、17年の9月1日からでしたけれども、理事については19年9月30日から機構解散までということで期間が違うわけですが、こちらの方についても19年度から23年度までの評価をそれぞれ計算式に当てはめると(2)のような形になるということで、次回の分科会において23年度の評価が出れば、そこで機械的な計算としてこの基準業績勘案率というものを算定することができるということになります。

最後に、監事についてです。監事につきましては理事長や理事とは異なる考え方に基づ

いて、そのベースとなる基準業績勘案率を算定することになっております。

先ほどの内閣府の決定、30ページの方にお戻りいただければと思いますけれども、内閣府の決定の2.(2)、下の方にありますが、監事につきましては 1.0 を基準業績勘案率とするということになっておりまして、年度評価の結果とは関係なく基準業績勘案率、ベースとなるものについては 1.0 ということになっております。

その基準業績勘案率が出た後の流れとして、その次の(3)ですけれども、「基準業績勘 案率を基に、業績勘案率を決定する。」ということになっております。

そこで、「ただし」ということで最後の行ですけれども、「当該役員の法人に対する特段 の貢献度等が認められる場合は、それを考慮したものとする。」となっております。

これにより上下させることができるということですけれども、この「特段の貢献度等」ということで、それについては何かプラスするような事情があるかとか、マイナスするような事情があるかということで、プラスマイナス双方について考えるということになるかと思います。

したがって、先ほどまでの機械的なところにつきましては事務局の方で出せますので、 先生方におかれましてはそのような加算要因、減算要因として考慮するような必要がある ものがあるかという点を中心に、今回と次回の分科会において議論していただいて、最終 的に平成 23 年度の評価結果を次回の分科会に出した後に、この業績勘案率についても加 算要因、減算要因も加味して、その率の案を御決定いただくというような流れになってお ります。

評価委員会、当分科会で行うのはそこまでなんですけれども、その後の流れといたしまして、各府省の評価委員会が決定した業績勘案率の案は総務省の政策評価独立行政法人評価委員会の方に通知するということになっておりまして、政独委の方はそれに基づいて意見を述べたり、再審議を求めたりということを行うことができるということになっております。

この政独委が各府省から通知された業績勘案率案の数値が妥当かどうかということを審議する際の方針が政独委決定等で示されておりますので 33 ページ以降に付けさせていただいております。

基本的な方針ということで、16年の基本的な方針がここに付いておりますけれども、その後、平成21年にその補足説明みたいなものを政独委が出しております。それが35ページ以下にございます。

簡単に申し上げますと、補足説明の 35 ページの上から3つ目のコラムというか、1. のところですけれども、右の欄のところに「1.0 を基本とする」というのはどういう意味かということで、「独立行政法人において、中期目標の順調な達成など良好かつ適切な業績があげられた期間中に、対象となる役員が適切に職責を果たした場合に、業績勘案率が 1.0 となる」ということでして、ポイントとしては、法人の業務運営が良好かつ適正であって、かつ個別の役員の職責に関する事項について加算または減算すべき要因がないというよう

な場合に 1.0 となるということだろうと思います。

この政独委がどのような場合に加算要因、減算要因があるとするかというようなものにつきましては、最後の方ですが、41ページの方をごらんいただければと思います。フローチャートになっていて、個人業績のチェックというものがありますけれども、真ん中よりやや上の右の方に※7とあって、その下に※8とありますが、加算要因の説明として「「加算要因」としては、一般的には、斬新な取組や長年の困難の克服、経営の革新などの業績であって、多くの国民が称賛を惜しまないようなものが、当該役員個人のイニシアティブによって実現したことということができる」。このようなものについては、加算要因であるということです。

減算要因としてはその下ですけれども、「一般的には、業績の著しい悪化、業務の不適切 処理、職員の不祥事、ひいてはそれらによる法人の信用の失墜等であるということができ る」。そのように政独委の方は説明しているということでして、今後御審議いただく際には このような政独委の考え方等についても踏まえた上で審議いただければと考えております。 なお、この会議の運営に関してですが、本件につきましては資料の扱いとして、ウェブ サイトに後日掲載するような資料や議事録等につきましては個人の氏名を消すような形と させていただきたいと考えております。

資料の説明、考え方の説明といたしましては以上です。

○平澤分科会長 どうもありがとうございました。

今の分厚い資料の中で、3ページをまずごらんいただきたいと思います。3ページのところに前理事長の星取り表がまとめてあって、23年度はまだ決まっていない。これは、次回に決まるわけですね。これを見ますと、19年度にA+が1あり、21年度にCが2つあって、22年度にA+が3です。この分布を見るとすぐに思い出されるだろうと思いますが、同じことが14ページの前理事についてもあるわけで、19年度に着任されたわけですが、それ以前の部分が省略というか、入っていないだけですね。形式的にはそういうことです。

だから、A+になった要因というのと、Cになった要因というのを考えながら、最終的には今、御紹介くださった 41 ページのフローチャートの注意書きに合わせて判断をしていくことになるかと思います。

何かまずは御質問とかコメントがありましたらお伺いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○遠藤分科会長代理 これは普通というか、OIST がずっと独立行政法人のままで続いていく場合に、役員なり理事なり何なりが辞められるときのことと、それからこれはもともとある期間をもってこういうことを成就させるという目的を持った時限立法的なところで、ですから途中で多少の紆余曲折があっても最終的に着地がそこそこいっていたら、そこが一番ポイントの評価になるんじゃないですか。

だから、どう言ったらいいのかなかなか難しいんですけれども、途中のところは多少勘 案するとしても、やはり着地でどうだったかということが一番大切なところだと私は思っ ているんです。そうすると、各年度の点数というのも大切だけれども、やはりその過程を経て当初の目的の5年間のものがちゃんとできたかというところに非常に重要な勘案をするところがあるんじゃないかと思いまして、このチャートはちょっとなじまないような感じがするんだけれども、いかがですか。

○平澤分科会長 ほかの先生方、何かお考えはありますか。

我々は、前理事に関係して退任された後、一度業績勘案率の議論をしたわけですが、これは何度も慎重に検討したつもりではあっても、結局見直しが必要だったようなこともあるわけですね。今回は、そういう意味で更に慎重に検討したいと思っているわけですけれども、今、遠藤先生がおっしゃったのは確かに非常に重要なポイントだということはわかった上で、この一般的な方式として書いてある 41 ページのフローチャートの中の注の8でしょうか。

「「減算要因」としては、一般的には、業績の著しい悪化、業務の不適切処理、職員の不祥事、ひいてはそれらによる法人の信用の失墜」、こういうことが失墜したままだったら減算要因になるんだけれども、回復したけれども、途上において何かそういうことを考慮しなければいけないようなことがあったかどうか。あるいは、減算要因としてそれをカウントするほどのことだったかどうかといった辺りはもう少し詰めて議論しなければいけないポイントかと思っています。

先生、何かございますか。

- ○伊集院委員 難しいところですね。結果よければそれでよしとするのか、あるいは結果 はよいけれども、その間のいろいろなこともおしなべてトータルで考えるべきか。そこは、 どうするかというところだと思います。
- ○平澤分科会長 それで、先回の前理事の件も含めてですけれども、どういう根拠で 1.0 以外の値に最終的になったかということについての多少の前例的なといいましょうか、そういう情報をもう少し御紹介していただけると我々も判断しやすいかと思うんですけれども、これはここでというよりも、次回この問題についての決着をさせるところですので、お話を伺えればいいかと思いますが、いかがでしょうか。
- 〇岩井室長 先生方の御判断のために、他省の独法の方でどのような判断をして、例えば 0.9 になったとかということがわかるような形で、できる限りそういった事例を集めさせ ていただきまして、次回までには御報告したいと思います。
- ○遠藤分科会長代理 ある期間でプロジェクトをつくって、こういうことを達成しろ、実現しろというような独立行政法人というのは今まで存在していたんですか。
- ○藤本審議官 基本的には、独立行政法人は中期目標を与えられて、それを達成するというのが役割になっているということだと思います。それで、総務省の政策評価・独立行政 法人評価委員会の考え方が 33 ページと、先ほど説明した 35 ページのところに載っている わけでございます。35 ページの方が具体的に書かれていて、先ほど牧野専門官が説明した ところでございますけれども、中期目標の順調な達成など、良好かつ適切な業績を挙げら

れたというのが1つ前提にあって、それでその対象となる役員がその職責に関して適切な 役割を果たしたのかどうかというのがあって1となるんだというふうな考え方を総務省の 政策評価委員会の方は示しているというような考え方になっているということでございま す。

○遠藤分科会長代理 独立行政法人は、今 100 ぐらいありますね。それで、そのうちの 6 割か 7 割はもともとあったものを出しただけですね。もととも政府のどこかの機関に付いていたのを外に出して、それでやっている。

それはもうルーティンがある程度決まっているところをきちんとやりなさい。だから、主 に言えば効率化みたいなものですね。

それで、内閣府が持っているものだけ何となくちょっと違った趣がある。これなどは本 当に時限立法ですね。ずっと続くわけではないわけです。やり方は自分で決めなければい けないわ、新しいものをつくっていかなければいけないわ、リクルートはしなければいけ ないわ、全然違うシチュエーションにあるわけです。

だから、そういうことをどう勘案するのか。やはりほかの一般的にある独立行政法人とは大分違う立場にあるんじゃないか。そういうものはこの中にどう反映させたらいいんですか。途中でちょっとつまずいたら、そればかりあげつらわれたらかなわないんじゃないかという気が私はするんですが。

○藤本審議官 まさしくその辺りは、中立公正な立場で御判断いただくということなんだ と思います。

趣旨は遠藤先生のおっしゃることは私自身よく理解しているつもりですが、繰り返して申し上げて恐縮でございますけれども、それぞれの独立行政法人自身はやはり目標を与えられてそれを達成するということです。多分、遠藤先生がおっしゃられたのは、その目標を達成するに当たって、あえて言うと困難度みたいなものが違うんじゃないだろうかということかと私は理解しました。

それで、その困難度みたいなものをどういうふうにその評価に際して定性的に判断していくのかということが、ひょっとしたらそれぞれの独立行政法人によって違う、あるいは状況に応じて違うということなのかと理解したんですけれども、いずれにしましてもそこら辺を総合的に御判断、基準になる業績勘案率を基本にしながら、プラスアルファで特別の配慮が必要かどうかという辺りを総合的、定性的に客観的、具体的に御判断いただければということでございます。

○遠藤分科会長代理 困難度と言うと、語弊が出てしまうと思うんです。どの目標も皆、相当の困難度を持った目標を与えられていると思うんですけれども、ここの場合はゼロから始まっているわけです。そういう意味で、やらなきゃいけない範囲がやたらに広い。365度ある。

ところが、ほかのものは大体方向性が決まっているから、少なくとも 45 度とか 30 度の中でやっていけばいい。そういう意味で、やはりちょっと違うのをどういうふうに考える

のかというのは非常に難しいと思われるということであります。

そんなことを考えて、少しぐらいつまずいたのは大目に見ようじゃないかという評価、 そういう意見が出ても構わないんですね。

○平澤分科会長 だから、どれぐらいつまずいたり、あるいはどれぐらいよかったら 1.0 以外として許されていたかという事例を見比べながらということになろうかと思います。

いずれにしても内閣府だけ、あるいはこの委員会だけで決められる話ではないというか、 最終的にはいろいろなチェックを受けなければいけないというわけで、先々どういう形に なるのかということも過去の経緯で見た上で判断したいと思います。

遠藤先生のおっしゃることはよくわかり、それはそれなりに理解できるんですが、特殊性を言い始めると各独法にはそれぞれの我々だけは違うんだというような思いがあるんです。例えば研究独法1つ取っても、そういうものが今のような特殊性をもって困難だというふうなことを言い始めると切りがないので、総務省の政独委の方でそれらを一律に並べて判断するというのが最終関門という感じかと私は思っているんです。

いずれにしても、最終的な事例というものを集めていただければ、我々なりにも決断し やすいかと思います。次回までによろしくお願いします。

今日、用意した議題はここまでですが、よろしいでしょうか。

それでは、2月27日に現地訪問ということで、

次回は現地でお会いすることになろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

- ○牧野専門官 現地視察に向けて、何かヒアリングで聞くこととか、学園側に用意しておいてほしいこと等があれば、時間がありますので、ここで御議論していただければと思いますが。
- ○平澤分科会長 今日の後半の方で余り事実確認ができなかったようなことが幾つかある かとは思いますけれども、今日はいつもよりは評価書の中身を確認する時間が十分取れた ように思いまして、私自身かなりポイントは把握したつもりでいます。

それで、どうでしょうか。何かこういう点はまだというようなところはありますか。

- ○遠藤分科会長代理 私もちょっと質問の中に入れましたけれども、学生の応募をしてきた状況や、どのぐらいのレベルで 27名が決まったのか。それから、インタビューしたり、ペーパーをやってみたらどうだったかというのは、今までのことの集大成の一つですから、一人ひとりの名前が出る必要は全くないわけですし、何か知りたいですね。
- ○平澤分科会長 だから、学生の側からというか、応募者の側からイエスというのがどれ ぐらい返ってきているかというぐらいの感じでしょうね。それで、その人たちのレベルが どうかというようなことでしょうか。これは、一番大きなポイントだと思います。

それから、先ほど監事の方からも御説明、あるいはこちらからも御説明いただいたんだけれども、会計検査院で指摘されたようなことをどのように扱ったらいいかというのは私自身まだ余り得心がいかないといいましょうか、自分自身でこう判断すればいいというのはわからないんだけれども、しかし、内容についてはこれ以上深くお聞きするほどのこと

でもないかと思います。

- ○牧野専門官 会計検査院についてですが、期間としては平成 20 年度から 22 年度の契約 に関しての指摘がなされたということになります。
- ○平澤分科会長 だから、さかのぼってということではあるんだけれども、それは今期の 対象で言えば、それを踏まえてどのように対策をとってやったかというようなことが中心 かもしれませんね。

もう一つは、御説明の中にもありましたが、研究者として既に採用されることが決まっているけれども、まだ着任しないで研究棟の完成を待っているという方が何人かいらっしゃるわけですね。それで、そういう方たちが、例えば一部は恩納村以外のところで多少のことをやっておられるのかもしれないんだけれども、そういう実態的な状況でしょうか。それから、当初いわゆるファミリープログラムが充実していなくて、それらをどうするかというようなところから取り組んだわけだけれども、今の状況の中でどんな点が不足していて問題があるのかといったようなことがもしあれば、後半の部分というか、後ろの方で言ったのは、今のようなことをイメージしながら申し上げました。

それから、御説明いただくとすれば、まずは第2研究棟の完成状況を拝見させていただいて、それがどのように利用されることになっているのか。まだ入居はされていないわけですね。そういうようなことが1つです。

もう一つはその後の実態的な様子で、我々の対象期間というのは 10 月までなんだけれども、むしろ 11 月以降の新しい体制になってどうなっているのかというところを御説明いただいた方がいいと思うんです。それは、10 月までのことを判断するときにやはり非常に重要なことになろうかと思いますので、10 月までのところに限定しないで状況についてお伺いしたいということです。

よろしいでしょうか。

- ○牧野専門官 まだ現地視察まで日がありますので、何かありましたらまた御連絡いただければ、アレンジしてヒアリング等をセットできるかと思います。何かお気付きの点等がありましたら、事務局まで御連絡ください。
- ○平澤分科会長 それでは、これで終わりたいと思います。 長時間どうもありがとうございました。
- (注) バックマン副理事長、ヴィンセント副学長の発言部分については、会合の場における通訳によるもの。